

令和6年稲沢市教育委員会 第3回定例会会議録

1 日 時 令和6年3月21日(木) 午後1時30分～午後3時30分

2 場 所 稲沢市勤労福祉会館 第2・3会議室

3 出席委員 教育長 広沢 憲治
教育長職務代理者 伊藤 浩樹
委員 吉川 繁樹
委員 澤田 可奈子
委員 森 誠子
委員 大島 宏之

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉		
教育部調整監	森 義孝		
教育部次長兼庶務課長	大口 伸	庶務課主幹	大崎 敬介
庶務課主幹	鈴木 達哉	庶務課主幹	犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事	松村 覚司	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊藤 尚
学校教育課主幹兼指導主事	林 久人	学校教育課指導主事	伊藤 幹也
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	江頭 弘幸	スポーツ課主幹	鈴木 元行
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	石川 路子
図書館主幹	水野 正己		
美術館長	長谷川 隆		
書記 庶務課	稲山 美佳	書記 庶務課	青木 洋人

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和6年第2回定例会会議録 承認

令和6年第1回臨時会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

議案第 8 号 稲沢市学校施設整備基本計画について

議案第 9 号 第 2 期稲沢市学校教育 ICT 推進計画について

議案第 10 号 令和 6 年度社会教育目標について

9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・令和 6 年度教育委員会定例会開催予定日について
- ・学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について

10 その他

- ・学級閉鎖の状況について
- ・市内小中学校における健康診断の実施について
- ・令和 5 年度稲沢市図書館利用者満足度調査結果報告書について
- ・荻須作品の寄託について

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

それでは、令和 6 年第 3 回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

初めに、教育長報告ということで私からお話をさせていただきます。

この 3 月になりまして中学校、小学校で卒業式が行われました。3 月 6 日が中学校、そして 19 日が小学校。ここのところコロナのために来賓なしで卒業式を行ってきましたが、今年度は久しぶりに通常の形と申しましょうか、来賓の方も呼びして各校実施をしました。そういう事で私も学校に行けたわけですが。その中で、子どもたちが緊張の中ではありますが、大変立派に卒業式を行ってくれたと言いますか、大変うれしく思いました。市からもそれぞれの学校に代表と言いますか、大量には行けませんので、出かけて行って卒業式の様子を見ていただいたわけですが、感想としていろいろな方から大変良かった、落

ち着いていて良かったとそんなお話を伺って、喜んでいるところです。もちろんこれは、各学校がこれまで子どもたちを健全にと言いますか、言葉が難しいのですが、子どもたちを育ててきた、指導してきた成果が卒業式に表れているのだらうと思います。そして、私がもう一つ感心したのが、卒業式が行われている間、担任の先生がどこを見ているのかを少し見ていますと、子どもたちのほうをずっと見ているのですね。担任だから、子どもたちとの別れがという面もあったかも知れませんが、それと共に、様子を見ていますと、おそらく誰かは分かりませんが、誰かが気になっている、心配しているようなそんな感じのように思いました。これは過去の私の経験の中では、当日あるいは前日体調が悪くて、でも卒業式だからという事で頑張っ出てきているそんな子どももいるわけですね。そんな子どもたちの事を気にしつつ、卒業式が進んでいっている。この辺りは本当にいいなと、言ってみれば当然の事なのですが、大事な学校の仕事、役割の一つでありまして、そういう事をしっかり果たしてくれている、そういう学校で大変うれしいなとそんな事を思いました。こういう環境をずっとこれからも続けていかなければならない。こんな思いを改めて強くしたところであります。

私からの報告は以上とさせていただきます。

◎教育長

それでは、3. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

●教育部長

第3回定例会事項の1ページをお願いします。

先月の定例教育委員会から今日まで、教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。

2月17日の土曜日、18日の日曜日の2日間、文化グループ発表会を名古屋文理大学文化フォーラムで開催いたしました。今年度は、中ホールが工事のため、大ホールで文化グループの芸能発表を開催し、43団体、1,348人の参加がありました。また、同日小ホールで作品展示を開催し、14団体、764人の参加がありました。

次に、3月1日の金曜日、稲沢市スポーツ振興基金運営協議会を開催しました。稲沢市内に在住する18歳以下で、世界大会や全国大会において活躍が期待される選手に対して奨励金を交付するため、申請があった選手の審査を行い、

今年度は5人の選手を認定しました。それらの選手に対して、3月19日に奨励金の交付式を行いました。

同じく3月1日の金曜日、第17回春季全日本小学生ソフトボール大会出場報告会を開催しました。稲沢東小学校を拠点としたスポーツ少年団でソフトボールチームである稲東レッドスターズは、昨年12月に開催された第16回愛知県小学生女子ソフトボール新人大会で優勝し、3月24日から京都で開催される第17回春季全日本小学生女子ソフトボール大会の出場を決めました。その全国大会出場報告のため、市長への表敬訪問がありました。

次に、3月2日の土曜日、いなざわ梅まつりの開催期間中に合わせて、尾張国分寺跡を見学するウォーキングツアーを開催し、17名が参加しました。

次に、3月6日の水曜日に中学校卒業式、3月19日の火曜日に小学校卒業式が開催されました。5年振りに市長を始め次長級以上の市の職員が卒業式に来賓として出席し、祝辞を述べました。

次に、3月9日の土曜日、6回目の学校施設整備基本計画策定委員会を開催しました。令和6年1月10日から2月9日までの期間に計画案に対するパブリックコメントを募集した結果、意見提出者は延べ170人、意見件数は424件ありました。策定委員会でパブリックコメントの意見に対する教育委員会の考え方を報告するとともに、意見に基づき計画案の修正を行い、計画案は委員から承認をいただきました。

次に、3月13日の水曜日、美術館美術品収集委員会を開催しました。今年度、荻須画伯の美術作品として、油彩画1点、水彩画2点の寄託があり、受入れ可否等を審査した結果、全て受け入れることが決まりました。

次に、3月19日の火曜日、尾西信用金庫寄付及び感謝状贈呈式を開催しました。稲沢市図書館の視聴覚資料を充実させるため、尾西信用金庫様から30万円の寄付をいただきました。市長から尾西信用金庫の高間理事長に対して、感謝状を贈呈しました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

◎教育長

教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

特にないようですので、5. 議事に入ります。別添の議案書1ページをお願いします。

議案第8号「稲沢市学校施設整備基本計画について」を議題とします。庶務

課から説明をお願いします。

●庶務課長

議案書 2 ページをお願いします。 (議案第 8 号 朗読)

「稲沢市学校施設整備基本計画」は、将来的な学校施設の建替えを視野に、子どもたちの教育環境を整備し、さらなる教育の充実を図るという視点で、学校再編の具体的な構想を加えた学校施設整備に関する基本的な方針を定めた計画です。

議案書 4 ページ、5 ページの目次をご覧ください。計画は全 5 章で構成し、第 1 章では「計画策定の基本的な考え方」、第 2 章では「稲沢市の現状と課題」、第 3 章では「学校施設整備に関する保護者アンケート調査の結果」、第 4 章では「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」、第 5 章では「学校施設整備の基本方針」を定めています。また、別表 1 として「市と教育委員会が策定してきました学校施設に関する方針等」を添付するとともに、別表 2 に「2029 年度推計児童数及び標準規模に満たない学校の標準規模に向けた対応策」を、別表 3 に「整備スケジュール目標」を添付するとともに、別図として、小中学校それぞれの区域図を添付しています。

なお、目次と議案書のページ番号にはずれがありますので、説明の際は、議案書のページで申し上げます。よろしくをお願いします。それでは、計画の主な内容につきまして説明いたします。

6 ページをご覧ください。「第 1 章 計画策定の基本的な考え方」の 1 として、計画策定の趣旨を記載しています。計画の策定にあたっては、学識経験者や保護者代表、公募市民等 12 名で構成する学校施設整備基本計画策定委員会を設置し、施設の老朽化や少子化の影響による児童生徒数の減少、学校現場を取り巻く状況などを踏まえ、冒頭申し上げましたとおり、将来的な建替えを視野に、子どもたちの教育環境を整備し、さらなる教育の充実を図るという視点で検討を行ったものです。4 の計画期間といたしましては、概ね 30 年間とし、長期間にわたる計画であるため、児童生徒数の推移や社会情勢の変化、計画の進捗状況等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

8 ページをご覧ください。第 2 章「稲沢市の現状と課題」の「1 児童生徒数の推移と小規模化の進行」では、合併した 2005 年度、今年度、6 年後の 2029 年度推計を比較し、児童生徒数の減少幅が大きくなっていくこと、11 ページの県内市との小・中学校数及び児童生徒数の比較では、地理的条件等もあるため、一概には言えませんが、県内の市との比較では、児童生徒数に比べて学校数が多い結果となっていること、また、12 ページから 13 ページにかけては、学

校が小規模化することの影響を文部科学省から示されているものなどを参考にまとめています。

12 ページに修正がございます。リード文章のところで、最後に一部抜粋を付け加えてさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

14 ページからは、「学校施設の老朽化等」として、大規模改修の目安となる築40年以上の校舎棟がある学校が32校中27校、屋内運動場が21校あること。15 ページには、学校施設維持管理修繕料が、10年前の2012年度と5年前の2017年度ではほぼ横ばいでしたが、昨年度は大きく増額していること。また、16 ページには、2005年度から今年度までの学校施設の主な整備事業を記載しています。

17 ページ、18 ページには、「学校敷地の借地状況」を、小中学校別に記載しており、借地割合、年間借地料とも県内の市の中で一番高い状況となっています。19 ページからは「稲沢市の財政状況及び学校施設の整備費用」について、過去5年間の一般会計歳出予算の性質別分類による構成比や一般会計歳出総額に占める教育費の割合、21 ページ、22 ページには、本計画期間中に現存する市内小中学校を建て替えるために必要な費用の試算と老朽化した施設の建替える場合と学校を統合・新築する場合の学校施設整備に係る補助率を記載しています。

23 ページをご覧ください。「第3章 学校施設整備に関する保護者アンケート調査の結果」をまとめています。アンケートは、学校施設や教育環境に対する保護者の意向を把握し、今後の学校施設整備に生かしていくとともに計画策定の基礎資料とすることを目的といたしまして、現在小学校に通っている、または近い将来に通う予定の児童を持つ保護者を対象に、小学校高学年と低学年から各1学年、また、未就学児童のうち就園している児童から1学年を抽出して小学校5年生、小学校2年生、年中の児童の保護者3,313人を対象に実施いたしました。全体の回収率は、76.9%となっています。属性を除く質問は6問で、「小学校を新しく建て替える場合重視されるべき点」、「子どもたちの学びや育ちを支える教育環境として重視されるべき点」、「通学時間」、「1学年あたりの学級数」、「将来的な小学校の配置」、「小学校を再編・統合する場合、配慮すべき点」について伺い、「通学時間」、「1学年あたりの学級数」、「将来的な小学校の配置」については、地区別の分析を行うなど、36ページにかけて結果をまとめています。

続きまして、37 ページをお願いします。第4章では、国の動向を参考に「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を5つの項目にまとめています。

一つ目の「柔軟で創造的な学習空間を実現できる施設」を 37 ページから 39 ページ、二つ目の「健やかで衛生的な学習・生活空間を実現する施設」を 40 ページ、三つ目の「地域とのつながりを大切にする施設」を 41 ページ、四つ目の「安全・安心な教育環境を実現する施設」と五つ目の「脱炭素社会を実現する施設」を 42 ページに記載しています。

43 ページからは、「第 5 章学校施設整備の基本方針」になります。「1 学校施設整備」については、(1)老朽化対策、(2)新しい時代の学びを実現する学校施設、(3)標準規模についてまとめています。標準規模については、小学校の標準規模は、平成 26 年 5 月に策定しました「稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿」のとおり、引き続き 12 学級（各学年 2 学級以上）から 24 学級としています。中学校の標準規模は、これまで 6 学級（各学年 2 学級以上）から 24 学級としてきましたが、1 学年たりの学級数は 8 学級となり、本市の地域事情からみるとやや過大であるため、標準規模の上限を 24 学級から、学校教育法施行規則に合わせて、18 学級に見直す。」こととしています。

44 ページの「2 学校再編・統合」については、(1)学校再編・統合の考え方、(2)学校の設置場所、(3)通学距離、(4)「対象地域との合意形成」についてまとめています。学校再編・統合の考え方といたしまして、「現状、小規模校では小規模であることを活かした様々な特色ある教育が行われており、それを否定するものではありません。しかし、今後さらに急激に児童生徒数が減少し、近い将来に 1 学級 10 人未満の学級の増加や 2 学年以上の児童で 1 つの学級を編成する複式学級が発生する可能性もある中で、体育科での球技や音楽科での合奏、グループ別学習など、様々な教育活動に制約が生じることが懸念されます。そのため、標準規模に満たない学校については、老朽化した学校施設の建替え時期に合わせて再編・統合を進めることとします。再編・統合を行うにあたっては、現状、標準規模に満たない学校であっても、地域住民・保護者・学校が丸となって、特色ある教育が行われていることに留意し、これまでの教育成果を大切にしながら、子どもたちにとってさらなる教育環境の充実を図ることを最優先に進めてまいります。」

45 ページ中段の(3)通学距離につきましては、「義務教育と学校のあるべき姿」では、片道 4 km を限度としていますが、現状における市内の通学距離との整合性に鑑み、現学校から概ね 2.5km の範囲内とし、これを超える場合はスクールバスなど通学を支援します。ただし、地域の交通事情（交通量や歩道等の整備状況）や同じ行政区内で不公平感が生じることがないように柔軟に検討することとします。(4)「対象地域との合意形成」につきましては、学校再編は、小規模

校解消のためだけではないこと、「令和の日本型学校教育」の構築を目指し、地域との連携・協働の場としての機能も有する新しい時代の学びに対応する学校施設をつくっていくことを説明し、地域の理解を得るよう努め、ご理解いただいた地域に、(仮称)地域協議会や(仮称)学校開校準備委員会を設置し、再編・統合スケジュールや通学バス導入も含めた通学の安全確保策、跡地利用等を協議し、対象地域との合意形成を図ります。

次に、46 ページをご覧ください。「3 学校建替え順序」といたしまして、(1)学校建替え順序のほか、(2)学校再編・統合の着手順、(3)「学校建替え等の流れ」、(4)整備スケジュール目標を記載しています。学校再編・統合の着手順は、同時に着手することは財政上困難であるため、校舎等の学校施設の老朽化の状況、児童生徒数の減少の状況、学校再編・統合に対する地域の意向を踏まえて優先順位を決定し、協議を始めます。

47 ページをご覧ください。「4 学校跡地の利活用等」といたしまして、学校再編に伴い廃止した学校施設は建物の老朽化も進んでおり、他の用途への転用は困難な状況であるため原則解体すること。学校敷地については、まずは借地解消を前提に地域の意見を伺いながら、避難所や地区公民館など他用途への転用も含め、市全体で活用方法を検討することを記載しています。

計画案の内容については以上となります。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○澤田委員

本日議題に挙がって、表決をとという話を聞いておりますが、パブリックコメントを行い、多数のご意見をいただきました。ご意見をいただいてから、今日まで日数が短く、私の中でまだいろいろと考えていきたいなという部分が多くありまして、できればもう少し審議する時間をいただいて、2、3か月、審議させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○森委員

私も、ここ数回、この大事な議案についていろいろとお話をさせていただき、考えてきました。ただ、この案は非常に大きな問題だと思いますが、それに対してすぐに決断が私の中でもまだまだ煮詰まらない部分もありまして、もうしばらく教育委員会の中でいろいろと討論し合って、この議決というものを考えたいと思いますので、私のほうもいかがなものでしょうかという意見です。

○大島委員

本日、表決される予定と聞いていましたので、それに対する自分の意見を少

しまとめてきましたのでお話しします。まず、施設整備計画を早急に進める必要がある施設整備事業と大きな議題である統廃合問題は、別々に議論すべきものであると考えます。少子化による今後の児童生徒の減少を考えますと、統廃合はやむを得ないものと考えています。昨年12月に基本計画案を策定され、1月からパブリックコメントの募集と地域説明会が何度か行われ、意見表明とそれに対する事務局の回答が示されました。パブリックコメントが400件以上寄せられた事、それから統廃合に反対意見が多かった事など、今後は集計された内容を元に、教育委員会で論点を明らかにする必要があると考えます。別表2によると、再編、統合の対象になる地区が5か所あり、それぞれ事情が違うと思いますので、それらを一つずつ明らかにしていく事が必要と考えます。私が出席した1月と2月の定例教育委員会と先日の総合教育会議では統廃合の問題が議題になる事はありませんでした。吉川委員は、この問題について、議案とは別に毎回発言されていましたが、他の委員の発言はほとんどなく、傍聴人のような立場になっていました。統廃合について、策定委員会から提出された計画案にパブリックコメントを求め、その回答も出たところですので、今後はこれらに基づいて教育委員会で議論していくべきものと考えます。このプロセスを飛ばしていきなり議決は困難で、もし本日表決が行われるのなら、私は白票を投じるつもりでまいりました。なぜなら、賛成すれば教育委員会で議論もなく、統廃合が可決されたという事で、次の段階に進んでしまうでしょうし、反対すれば統廃合そのものに反対と受け取られるからです。以上です。

○吉川委員

私も3人のご意見に賛成です。やはり、まだ十分に議論がされていないという事が一番。我々教育委員の中で合意形成がなければ、次の段階には進めないのではないかなと思います。この案を我々で協議して、案を取る形まで行ければ、そこで計画として出していただければ、またそれに対する反対があるかも知れませんが、まずそんな事を思いました。それから、少し長くなるかも知れませんが、今日言うべき事を全部書いてきましたので、順番にやらせていただきたいと思います。

◎教育長

すみません、皆様のご意見を伺いたいので、要点を絞ってお願いします。

○吉川委員

なぜかと言うと、先に私が言ってしまおうとまた、なかなか難しいかと思いましたが、皆さんの意見を聞いてから出そうと思ったのです。まだ言い足りない部分があるかも知れませんが。

まず、18日、非公開で行った理由を教育長教えてください。

◎教育長

18日は臨時の教育委員会会議で、本日21日の定例教育委員会のための事前協議である、そういう性格で行いましたので、これを非公開で行うと考えたもので、そして皆さんの賛成をいただきましたので非公開で行いました。

○吉川委員

なぜそういう質問をしたかという、この基本計画についての事前の協議、これは明らかに情報公開の原則で、公開の場でやるべきものだったと思っています。それから、今日の基本計画案の内容は、学校の統廃合計画が含まれていて、説明にあったように、別表2にありましたが、対象地区の小学校15校を廃止して、新たに4校又は5校を新設し、現在の23校から12校又は13校に変更するという事。教育長、これでよろしかったでしょうか。

◎教育長

数のことはすぐに回答できませんが、概ねそういう形をお願いするところです。

○吉川委員

総合教育会議で、基本計画の策定者を教育委員会から策定委員会に変更するように他の教育委員が同意したのに、修正しなかったのはなぜでしょう。これも教育長にお尋ねします。

●教育部長

委員が言われる、今回の基本計画をなぜ策定委員会ではなく教育委員会の名前で出すかという事につきましては、実は地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、教育委員会の権限に関する事務を処理する機関として私たちの事務局がございます。教育委員会は合議制の執行機関なのですが、その所掌事務の範囲が広いので、その職務権限に属する事務を具体的に処理し、執行する事務機関が私たちの事務局です。その法律第17条第2項に、事務局の内部組織の決定を教育委員会規則に委ねた規定がありまして、この規定に基づきまして稲沢市教育委員会事務局処務規則を定めています。その中に、稲沢市教育委員会に置く課と課の事務分掌を定めています。その中の庶務課の事務分掌に、学校の設置及び廃止に関する事、学校施設の維持管理及び整備に関する事、学校の敷地の設定及び変更に関する事、学校施設の建設計画に関する事が規定されています。従いまして、庶務課の事務は、教育委員会の事務を行っているという事になり、従って策定委員会の名称ではなく、教育委員会の名称で案として出させていただいたという事になります。

○吉川委員

今の話は、大変おかしな話だという事を私は確認しました。この地方教育行政及び云々という法律の第17条を私も見てきましたら、教育委員会の権限に属する事務を処理するとあります。事務方という意味です。今言われた学校の設置及び廃止に関する事、この事務を司るのです。だから、基本計画案を作るのは事務局で作っていただいても結構です。それを審議して、より良いものにして、議決するのは我々教育委員の権限です。よろしいですか。そこのところをはき違えていませんかという事です。

●教育部長

委員が言われるのはそのとおりです。そのための案を事務局で作って、今回教育委員会に案として出させていただいて、案を取るために今審議をしていただいているところです。

○吉川委員

この案を取るために、今日委員さんから1回では議論できないという事で、数か月、どこまでかかるか分かりませんが、これからやっていかなければいけないという事は確認できたと思います。今日の表決は難しいという事ですね。それはいいでしょう。私は、基本計画策定委員会と、策定するのを事務局が外に依頼して出された。策定するという事は、基本計画を作るという事でしょう。その権限は我々にしか与えられていないのに、なぜ策定委員会に策定を頼んだのでしょうか。策定委員会という名称を作ったのはどなたですか。

●教育部長

それは、もちろん教育委員会の事務局でそういう名称にして、策定委員会を設置したものです。

○吉川委員

そもそも策定委員会という名称があってはいけないんです。策定できないのだから。基本計画を策定するのは、我々が議論してここで決めて、計画案が計画になる、今言ったとおりなのですが。私、決裁文書を全部取りました。申し訳ないが、起案したのは庶務課主幹になっていました。このことについて、誰かから指示を受けてやったのか、自分でやったのか教えてください。

●庶務課長

あくまで組織で決定していますので、個人の判断で起案するとか、決裁するという事はできません。あくまで組織としての考え方で動いていますのでよろしくお願いします。

○吉川委員

今、庶務課主幹に答弁を求めましたが、課長から出ましたが。地方公務員法第 32 条をご存知ですか。

●庶務課主幹

一つ前のご質問について、策定委員会という名称について吉川委員から疑義があるということですが、なぜ策定委員会という名称にしているかという事につきましては、基本的に策定委員会という名前で策定される、策定委員会に権限があるかないかに関わらず、役所の中で策定委員会という名称を使っていることは多々ありまして、例えば介護保険事業計画も介護保険事業計画策定委員会というところで策定していますが、当然計画を決定する権限は稲沢市という組織にありまして、その第三者委員会にある訳ではございません。案を作るところを委ねているという事でそのような名称を使わせていただいているという事は往々にしてございますので、策定委員会がすべて決定するという事を前提にそのような名称を付けているという事でしたら、そもそも本日の教育委員会に諮る必要がないという事になりますので、そのような認識で名称を付けているものではないという事はご理解いただければと思います。

○吉川委員

もう一つ言いました地方公務員法第 32 条についてはご存知ですか。

●庶務課主幹

存じ上げません。

○吉川委員

なぜ、先ほど誰かに指示を受けたのかと聞いたのは、職員はその職務を遂行するにあたって、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければならないという法律です。私は何回も繰り返し言っていますが、この統廃合を含んだ基本計画を策定するのは、我々教育委員の権限です。外では策定できないという事。検討はできます。検討協議会として外に持ち出すことはしていただいても結構だと思いますが、策定委員会と名前を付けた。ここに大きな問題があります。よろしいですか。愛西市は、法や規則に則って、検討協議会を立ち上げました。検討協議会を立ち上げてよろしいかという事も教育委員会に諮りました。当たり前ですよ。外でやってもらってもいいんじゃないですかというのは、教育委員会が認めなければできないんです。設置要綱を作りました。このような設置要綱でよろしいですかという事も教育委員が認めなければ出せないんです。その事もよろしいですか。

●庶務課主幹

委員のご指摘ですが、策定委員会という名称が、そこに権限が委ねられているように感じるという事でのご意見だと思いますが、先ほど申し上げましたように名称はあくまで名称でして、そのような事でこちらも認識して事務を進めているわけではございません。あくまでも計画の決定は教育委員会に権限があるという事で本日議案として提出させていただいているものでございますので、名称は市によって検討委員会という名称でやられているところもあるという事は承知していますが、先ほどもお話をさせていただきましたように、稲沢市において策定委員会という名称でやられている会議も多数ございます。そういう形で進めさせていただいているものですので、よろしく願いいたします。

○吉川委員

設置要綱の中に2つ書いてありました。策定委員の任期はこの計画ができるまで。計画を作りました、第6回で。できるまで、それ以上は書いてありませんから、策定委員長に確認したいことがあるから、臨時会に呼んでいただけませんかと部長に言ったら、もう任期が終わっていますから、策定しちゃいましたから呼ばせんと言われました。という事は、確認できないという事です。

●教育部長

委員の任期は、確かに第5条では計画の策定が完了するまでです。臨時教育委員会のところ、一体何を聞きたいのかという事で、何もなくて来てくださるとは言えないもので、何かありましたら事務局を通して確認させていただきますとお答えしました。

○吉川委員

何もないということは私何も聞いていないし、確認する事も何も私に聞かなかったじゃないですか。策定委員長に確認したかったのは、策定委員会では基本計画は作れないという事はご存じでしたか。我々教育委員が基本計画は作る、法律でそのようになっていますがという事を確認させていただいたかったのです。

◎教育長

ほかの委員さんで、何かございますか。

○吉川委員

長くなってもいけませんので、最後に一つ。私の友達に、策定委員長の友達がいたんです。策定委員長とその方は、演奏会でよくお会いしているという事で、策定委員長にこんな話をされたという事を今から読み上げますから聞いてください。あくまで、職務権限を有するのは、教育委員会事務局や教育長ではなく、教育委員そのもので構成される教育委員会の専権事項の認識です。

2022年度、再編取り組みをまとめた文書の作成者を明白に庶務課単独で出して来たなら、決定をもくろんだものの、市の最終決定には至りませんでした。これ、私、案を見せていただきました、こういうのを作りましたという事で。ちょっとそれどうなのという事は言いましたが。そのために、これに鑑み、今回の庶務課は、自分の都合が良いときは庶務課や教育長の名前で前に出るが、自分が前に出ては都合が悪い専決権限外事項のときは、表現をぼかし、あたかも教育委員そのものの職務指示の下、検討、集約作業がなされた体にして、責任者表現をどちら、事務局庶務課、教育長なのか教育委員そのものを指すのかわからない、教育委員会という名前を使って、前回の轍を踏まないように狡猾に情報操作をして市民からの欺瞞行為をし続けているのは明白です。策定委員長に私が説明したのは、職務権限の保有者はあくまで庶務課や教育長そのものではない。策定委員会に指示できるのは、教育委員だけなのに、庶務課長の指示がすべてのごとく発言している。庶務課は専決権限者である教育委員をないがしろにした欺瞞行為をしている。だから策定委員長は大変な責任を演じさせられていると話した。従って、3月の策定委員会決定の意味は、専決権限者が抛り所とする行為なのに、庶務課長から専決権限者からの委任事務という説明を委員長自身が何も聞いていないことが問題なのですよ、と伝えました。あなたは行政的欺瞞行為の片棒を担がされようとしていますよと言うと不快な顔をして、そんなことやりたくないし、自身に責任を押し付けてほしくないと困惑の返答でした。今回庶務課長は、法律違反を言葉の使い分けで乗り切ろうとしており、2つの演者、策定委員長、教育委員たちには徹底的に法律知識を伝えない戦略で、真の専決権者は自分であるかのような欺瞞行為をしようとしています。策定委員長が欺瞞行為の片棒は嫌だと言っているのに、庶務課長は強引に丸め込もうとしている以上、教育委員としては教育委員のみが真の専決権者であるという認識と責任を再認識し、スタートのボタンすら正しく掛けていないまま検討はまとまったとの庶務課長の情報分析を鵜呑みにしては、専決権者としての教育委員の責任放棄につながる。責任を全うする上での検討時間の延長を決めてほしい。吉川先生、熱弁を頼みますというメッセージが来ました。教育委員さん方の意見は、今日は議決できないねという事なのでまだいいのですが、今読んだのを聞かれて庶務課長はどう思われましたか。

● 教育部長

私の考えで、間違っていたら申し訳ないのですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条に基づいて、私たち事務局があつて、事務局の処務規則を定めています。その規則の中に、学校の設置及び廃止に関する事、要は計

画をつくることは庶務課の事務として定めています。その事務として計画をつくり、それを教育委員会に諮って通すわけですから、別に教育委員会の事務を行っているだけですので、そこまで言われるのは少し考えが違う気がします。

○澤田委員

今、策定委員長からのお話を聞かせていただいたのですね。お話を聞いて、私が感じたのは、そうした発言をさせてしまったことに私は申し訳なく思いました。教育委員の一人として、今まで委員としてあまり行動ができていなかったことを痛感しました。なので、表決を延長していただいて、これから何か月間か、委員としてしっかり向き合わせていただきたいと思いますと感じました。

○吉川委員

澤田委員が言ったとおり、私も気が付きませんでした。これは、注意義務違反と言って、我々も策定委員さんにやってもらっているのを知らずにいたのは我々の責任でもあるということを感じました。今部長が言われたことは事務なんですよ。事務に権限が与えられていないんです。我々が決めたことを、じゃあこうしていただけますかという事はやれますが、事務方の仕事を我々が決めてもいいんだという言い方はやめていただきたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 25 条が優先するんです。第 25 条は、学校の設置や廃止に関する問題は我々が協議して決定すると言っているんですから。それを、その準備をしていただく、案を作っていただくのは事務局がやっていただくんです。それを検討して、議論して議決していくのは我々の権限なんです。という事です。

●庶務課長

今、議論の中で、この計画案については、継続して審議していくという事なのかなと聞いていましたが、庶務課長のやり方が全く駄目だという事であれば、元々その計画に対して疑義があるという事なのか、それとも今回出させていただいた計画について継続して審議していただけるのか、そこをまず整理しないといたずらに時間ばかり過ぎてしまいます。庶務課長がいけないという事であれば、また別の事が必要でしょう。私としては、所掌事務に従って、やっているという認識があるので、その辺を少し整理しないと、なかなか本題に入っていけないと思いますので、教育委員さんがその辺をどう考えているのか確認させていただきたいと思います。

○吉川委員

今、庶務課長の話がありましたが、策定委員会をつくるという事に対して、こういうのを立ち上げますがよろしいですかという事を諮る事から、設置要綱

はこのようにしてよろしいですか、策定委員はこのように人選しましたがそれでよろしいですか、それから第1回の策定委員会ではこのような内容が話し合われました、このことについてご意見をいただけますか。順番に全部やっていたらいけなかったんです。愛西市は、検討協議会を立ち上げてよろしいですか、それぞれの検討協議会1回ごとに教育委員会に諮って、全部議事です。それを全部飛ばしているでしょ。全部なくしてきたじゃないですか。だから私12月に、ある策定委員さんの一人からお叱りを受けていると思いましたが、6月にすでに3月につくると言っているじゃないかと、11月に聞いたとは何事だと言ってお叱りを受けたコメントが出ていました。あの方は少し誤解してみえるかもわかりませんが、策定委員会で作るのは、3月までとなっていました。我々教育委員が3月の定例教育委員会で決めますと聞いたのが、11月なんです。だからそれから私おかしくなったのです。えっ、3月にたった1回で我々に決めさせるつもりかという事で、私はだから12月の定例教育委員会で議事にも1回も上がってきていないので、その他で言うしかないじゃないですか。その他で少し質問します。1月もその他で質問します。2月もその他で質問します。総合教育会議では、その他ではなかったですが、市長の前で言いました。そういう形になってきてしまったでしょ。それって、明らかにおかしくないですかと言っているのです。

● 教育部長

今、委員が言われるとおりで、なかなか教育委員会に議事として、現在の進行状況についても説明しなかったのは、大変申し訳なかったと思います。ですから、今日は表決について、各委員さんから、もう少し議論してほしいという事ですので、もうしばらく、うちとしてはこの案、実は1年間かけて進めてきました。私たちは、これを元に地域に入って内容について説明していきたいので、これを教育委員の皆さんにももう少し分かっていただけるように、もうしばらく教育委員会の中で話をしていきたいと思えます。

◎ 教育長

私のほうから、今の件について確認したいと思えます。

○ 吉川委員

確認すると言われても、いきなり今基本計画のほうに入ってきましたよね。パブコメとか、これだけたくさんパブコメ出している、これについても検討の時間をいただきたい、私はパブコメに対する修正案、非常に疑問を持っていたのです。どこのパブコメを受けてこの修正案が出てきたのかなという事も含めて検討、協議をしたい。今日、ここをこうしてほしいとか、こう

いうところを出してほしいとかは言ってもいいですかね。

◎教育長

今、私は、先ほど澤田委員、森委員や大島委員から表決については、もう少し時間をという提案がありましたので、それを改めて皆さんにお諮りしようと思っています。

○吉川委員

わかりました。

◎教育長

それでは、改めて申し上げます。今4人の委員から表決についてはもう少し時間をとったらどうかという提案をいただいたと思っています。このことについて、委員の皆さんはそういう方向でよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

全会一致という事で、議案第8号については継続審議といたします。

会議が始まってからおよそ1時間が経過していますので、ここで少し休憩を取りたいと思います。2時40分から再開します。

(休憩)

◎教育長

それでは、時間になりましたので、会議を再開します。

●庶務課主幹

議事に入ります前に、先ほど議案第8号についてご審議ありがとうございました。そこで出たご発言の中で、2点、議事録に残る内容ですので訂正をさせていただきたいと言いますか、ご発言のあった内容についてこちらから抗議させていただきたいと思います。2点ございまして、1点目は事務局に委任されているのは、あくまで事務だけであって基本的には教育委員の合議体である教育委員会で決めるべき事であるので、教育委員会事務局で計画案の策定を進める事は越権行為であるというお話をされたかと思います。こちらにつきましては、本計画案はそもそも平成26年5月にこの教育委員会の場で決められた稲沢市の義務教育と学校のあるべき姿の考え方に基づいて事務を進めているものです。平成26年から10年近く経ち、学校施設の老朽化もより進みましたし、少子化も進みました。そんな中でついに義務教育と学校のあるべき姿で決められた方針に基づいて行動を起こしていく時期が来たということで、その計画の内容を補完する意味合いで策定しているものですので、全く教育委員さんに諮らずに、事務局の独断でこの事務を進めているものではないという事をここで明

確にしておきたいと思います。もう1点は、11月になるまで、12月ですかね教育委員さんが全くこの計画について説明を受けて来なかった、それ以降も本日まで、全く協議する時間がなかったという趣旨のご発言があったと思います。それについても、10月13日の定例教育委員会を皮切りに、策定委員会の資料についてはその都度配付させていただいて、そこでの検討内容についてお話をさせていただいております。教育委員さんには、意見書を配らせてさせていただいて、ご意見がある方にはご提出をお願いしますという事で、いただいたご意見は12月の第5回策定委員会の素案に反映をさせていただいております。3月9日の第6回策定委員会の前にも資料をお配りして、それぞれ説明させていただいております。その内容が十分か十分でないかという議論はもちろんあるかと思いますが、それに対して不十分であるという事については、我々も反省しなければいけないところだと思っておりますが、全く教育委員さんに情報提供を行わず進めたかのように取られるのは、我々としても本意ではありませんので、その点は訂正をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○吉川委員

私は、1回だけ、素案の段階かな、意見があったら出してくださいという事で、半紙配られましたね。それで、出しました。A3で2枚、ここには4枚ありますが、A3で2枚かな、出して、それに対する回答を全くいただけなかったし、それがどこに反映されたかわからなかったけれど。私、課長さんに言いました。私が書いた意見書は策定委員さんに配っていただけましたかと聞いたら、いや配っていませんと言われましたよね。配っていないですよ。今反映していると事務局は言われましたが、反映されていないじゃないですか。

●庶務課長

意見書については、ほかの委員さんからもいただいております。それについてお一人おひとりの意見をお配りすることはしておりません。いただいた意見を、素案の中に取り込んだというところはございますので、その辺はお間違いのないようお願いいたします。

◎教育長

時間も過ぎていきますので、本日まで議事が残っていますので、この辺りで次に進めたいと思います。

それでは、議案第9号「第2期稲沢市学校教育 ICT 推進計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書 53 ページをお願いします。

(議案第9号 朗読)

59 ページをご覧ください。本推進計画の位置づけですが、稲沢市の最上位計画である「稲沢市ステージアッププラン（第6次稲沢市総合計画）」や「稲沢市DX推進計画」を参考にしながら、現行の「稲沢市学校教育ICT推進計画」の到達状況を踏まえて策定したもので、稲沢市教育委員会におけるICTの活用推進に係る基本的な計画として位置づけるものです。

56 ページをご覧ください。本計画では、枠の中にある4つの目標の実現を目指しています。一つ目、稲沢市の児童生徒の「情報活用能力」を含む資質・能力を高めること。二つ目、稲沢市の教職員の「ICT活用指導力」を高めること。三つ目、これからの時代の教育の在り方を踏まえた「ICT活用環境の整備」を進めること。四つ目、「ICT推進体制の整備と校務のDX化」を進め、学校における働き方改革の前進と保護者の利便性を高め、学校、家庭が児童生徒一人一人に寄り添う時間を生み出すこと。以上4つです。

この4つの目標の実現を柱にして、説明させていただきます。

60 ページをご覧ください。目標③の「ICT環境整備」についてです。「公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金」を活用し、令和2年度より急速に整備が進んだため、資料1「教育の情報化の実態に係る主な指標にお示したとおり、稲沢市の児童生徒用タブレットPC、インターネット接続環境、接続率、大型提示装置等の普及率は、概ね全国平均を上回る状況です。

58 ページをご覧ください。現在、デジタル化の3段階のうち、第1段階の準備が整ってきている状況だと捉えています。第1段階から第2段階への移行を着実に進めるよう各学校に求めています。一方で、急速な整備の中、機器の設定による制限やベストエフォートでの混雑などのボトルネックにより、ネットワークの回線の速度が十分でない、指導者用タブレットPCをはじめ、指導支援のための設備・機器、故障時のための代替機が不足している等の課題に対応する必要があります。

61 ページをご覧ください。目標①の「情報活用能力」についてです。資料2にある全国学力学習状況調査の結果を見ると、全国平均に比べて、児童生徒がタブレットPC等のICT機器を活用しようとする意識は十分ではないことが分かります。文部科学省は学習の基盤となる資質・能力として、「情報活用能力」を位置づけており、教員は教科横断的に「情報活用能力」を育成していく必要があります。同時に、情報社会において適正な活動を行うための基になる考え方と態度である「情報モラル」「情報リテラシー」を習得させる必要があります。

60 ページの資料1をご覧ください。目標②の教職員の「ICT活用指導力」についてですが、平成30年と令和4年を比較すると、稲沢市の教職員の意識調査

の結果には変化が見られず、全国と比較すると大きく下回っています。デジタルを活用した「個別最適な学び」、「協働的な学び」を一体的に充実させる必要があります。新たな教育手法の開発・普及が求められています。しかしながら、教職員の研修機会やノウハウの蓄積が不十分であり、地域や学校によって温度差もあり、利活用の遅れが生じているケースがあることが課題となっています。教職員が ICT を活用しやすくする環境の整備と研修機会の確保が必要です。

62 ページをご覧ください。目標④の学校における働き方改革の前進と保護者の利便性の向上についてです。平成 31 年に文科省は「勤務時間の上限に関するガイドライン」を示し、1 か月の在校等時間について、超過勤務は 45 時間以内と決めました。教員の長時間勤務を解消し、学校の働き方改革を実現するためにも、ICT の活用は極めて大きな役割を果たすと考えられます。令和 5 年 10 月の在校等時間調査では、月 100 時間以上の教員が中学校 13 名、小学校 2 名で、月 45 時間以上の教員が中学校 142 名、小学校 157 名となっており、教員の業務精選・効率化は喫緊の課題です。成績処理、勤務時間管理など ICT の活用による校務の効率化により、教員の事務業務にかかる時間を減少させることが必要であるとしています。また、ICT 担当教員に負担が集中していたり、学習者用端末の管理等に関して業務量が増えていたりするという状況があります。

最後に、66 ページをお願いします。今後の施策につきましては、資料 4 「稲沢市学校教育 ICT 推進計画（第 2 期）における検討課題」にまとめました。5 年先、10 年先を見通しながら、本計画の目標達成に向け、着実に進捗させることを目指してまいります。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○大島委員

質問ですが、私どもの小中学校のときを思い出すと、隔世の感がありまして、スマホやタブレットは当たり前だろうから、ICT にも抵抗なく入っていけるだろうと思っています。むしろ教える側の教職員のほうに年代の違いもありますし、指導力にも差があるのではないかと心配しています。教える側の教師に対する教育方法はどういうふうに行われているのか具体的に教えていただきたいのと、もう一つは、実際に ICT を使ってどういう事をされているのかよく分かりませんので、例えば、英語教育で ICT を使って具体的にどういう授業をされているのかお聞かせいただければと思います。

●学校教育課指導主事

教師側の指導力向上に関してということと、学校現場でどのような事が行わ

れているかという事についてお答えさせていただきます。教員側の研修に関しまして、稲沢市の情報教育推進委員会というのを立ち上げていまして、そこを中心に年2回大きな研修会を持たせていただいて、各校の参加者を募って、ICTに関する研修会を開いています。それを各学校に持ち帰りまして、現職教育という形で校内での研修会を行って、還元していくという流れを取っています。もう1点、具体的に英語の授業でどのような活用がされているかと言いますと、一例ですが、例えば英語のデジタル教科書で音声のボタンを押しますとネイティブの音が流れますので、それを聞いて筆記したり、対話したり、又は自分で自分の姿を録画して自分の発音を聞いたりするなど、客観的に捉えるような仕組みを取り入れたりしています。

○大島委員

実際に、デジタルの相手の先生と会話をするような機会もありますか。

●学校教育課指導主事

実際に会話をする機会は、ごく稀にありますが、前例では大学とオンラインでつながってコミュニケーションを取ったり、知り合いの英語の先生とつながってコミュニケーションを取ったりする例があります。

○大島委員

そういう事も可能というわけですね。一度実際に教育現場を見学したいと思います。

◎教育長

年に2回ほど、学校訪問の機会を作りますので、その時によろしく願います。

ほかに、ございますか。

○伊藤委員

今の授業で使われているソフトは、すべて同じものを使ってみえるのですか。

●学校教育課指導主事

ソフトウェアに関しては、主にスカイメニュークラウドと仕組みを使っています、全て同じものを使っています。また同時に、マイクロソフトのチームズやエクセルやワードなど全て同じものを使っています。

○澤田委員

デジタル化が進んでくると心配されるのが、ここにある情報モラル、情報リテラシーという事がありますが、情報モラルのほうは情報モラル教室という事で、学校でも開催されたり、市や地域の団体で情報モラル教室というのをよく耳にしますが、情報リテラシーというのはまだまだ届いてきていないかなとい

う事をすごく感じます。それで、我が子にはなってしまうのですが、見ているモラルのほうは学校からプリントをいただいたり、ときどき話があつて大分よく理解をしてきているなというのが分かりますが、リテラシーはまだまだ親から見ても心配なところがとても多くあります。リテラシーを具体的にどのように今までされてきたのかも知りたいですし、私の考えにはなるのですが、確かな情報を得るためにはやはり図書がまだ必要になって来るのではないかと、その時には学校図書館が充実しているのがこれから必要になるのではないかと考えています。まだデジタル化が学校図書は進んでいないために、なかなか活用されていないのが現状だと思います。学校図書のデジタル化もどのように考えていらっしゃるか教えていただきたいです。

●学校教育課指導主事

まず、情報リテラシーに関しましては、委員のおっしゃるとおり、直近ですと生成 AI なども入ってきました、どのように活用していくのか我々教員も勉強していかなければいけないところで、どのように指導していくかという事も今後検討していく必要があります。学校図書のデジタル化につきましては、現在検討は始めていますが、なかなか具体的なプランが出てきていないというのが現状でして、他市町の情報収集もしながら進めてまいりたいと考えています。

○澤田委員

ぜひ、よろしくお願いします。

◎教育長

ほかに、ございますか。

○吉川委員

63 ページの 3 番で、ICT 支援員などの指導体制の充実と書いてありますが、削減されたようなことを聞いた記憶もありますが、これから指導体制をどうしていきたいのか、教えてください。

●学校教育課指導主事

教員の ICT の活用指導力の向上に関しましては、先ほどの資料にもありましたとおり全国的に見ても若干低い数字で推移してしまっていて、教員へのタブレット PC の配置が遅れたという事もありまして、研修機会が遅れたかなという事も考えています。ただ、今年度の調査では少し改善していくと考えていますので、傾向を見守っていきたいと考えています。ICT 支援員については、研修の機会という部分では、非常に大きな役割を果たしてきました。いただいた予算の中で、最大限活用して、教員の力量向上につなげてまいりたいと考えています。

◎教育長

ほかに、ございますか。

◎教育長

特にないようですので、それではお諮りします。議案第9号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第9号は承認されました。

次に移ります。議案第10号「令和6年度社会教育目標について」を議題とします。生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

84 ページをお願いします。(議案第10号 朗読)

85 ページをお願いします。生涯学習課では、コロナ禍を経て、急激な社会環境の変化の中、市民自ら生涯を通じて学び、身につけた知識や技能や人との繋がりを活用して、実践する力を育み、「誰もが学び、つながり、つくりだす稲沢」を基本指針とし、啓発事業や常に進化するデジタル技術を活用したDXによる事業の推進、学習活動の充実や学習の環境整備を図り、地域コミュニティの急激な変化の中、絆づくりの推進に努めると共に、本市の貴重な文化財を守り、次世代に引き継ぐための施策を展開いたします。

方策につきましては、「生涯学習の推進」では各種講座の企画や情報提供、また社会教育施設との連携を図り、中間見直しを行いました市生涯学習推進計画に基づき、活動の支援を推進します。次に、文化芸術の振興では、安全性が高まりました名古屋文理大学文化フォーラムを拠点とし、稲沢市文化振興財団、稲沢市文化団体連合会などの市民団体との連携や補助金による活動支援や発表会事業を通して文化芸術活動の継承・振興・普及に努めます。次に、「文化財保護」では、市内の有形を始めとした文化財の保護と保存をしながら活用を図り、文化財愛護意識を高めるため、文化財展等の事業開催や文化財愛護少年団の育成を図ります。「青少年教育、地域の教育力の推進及び向上」では、青少年健全育成市民大会の開催や街頭指導活動に取り組むとともに、地域の力を活用した子どもの学びや成長を支える地域学校協働活動事業を進め、地域活動への参加促進を目指します。

続きまして、86 ページをお願いします。スポーツ課では、健康で明るく活気に満ちた豊かな市民生活を送るため、市民の誰もが手軽に楽しめる生涯スポーツの普及に努めるとともに、各スポーツ団体の活動を支援します。また、多くの市民が余暇時間を利用し、健康増進や生き甲斐づくりのためのスポーツ活動

に取り組めるような環境づくりを目指します。具体的な方策につきましては、スポーツ推進委員活動の推進、スポーツ教室の開催やスポーツ団体の育成・充実、生涯スポーツ推進事業、スポーツの普及振興、そして、スポーツ振興基金の運営については、優秀なジュニア選手への奨励金をはじめとした助成を行い、トップアスリートとの交流事業では、トップアスリートとの交流を拡充し、選手や団体を支援します。アジア競技大会事業では、愛知・名古屋 2026 アジア競技大会のハンドボール競技が豊田合成記念体育館「エントリオ」で実施予定のため、円滑に協議を進め、競技大会を活かした地域のスポーツ振興を目指します。部活動地域移行の推進では中学校の休日部活動を地域移行するため、関係機関と連携協議し環境整備を進めます。また、2の体育施設維持管理及び整備事業につきましては、適切な管理運営を図り、利用拡大に努めます。

続きまして、87 ページをお願いします。図書館は、図書資料などを収集・整理・保存し、図書館サービスの充実に努めるとともに、生涯学習及び情報発信の拠点として、地域に開かれ、市民に親しまれる施設を目指します。方策といたしまして、「図書館資料の充実」、乳幼児から高齢者まで、各世代に向けたサービスや事業を推進する「図書館サービスの充実」、「ボランティア団体との協働及び育成」に取り組めます。「子ども読書活動の推進」では、第3次稲沢市子ども読書活動推進計画の最終年度として計画の総括を行い、結果及び評価に基づき、第4次計画を策定します。また、電子書籍の充実及び利用促進に努め、「電子図書館の充実」を図ります。

続きまして、88 ページをお願いします。美術館では、市出身の洋画家荻須高德を顕彰するため、作品展示や画業を紹介しています。また、展示室や会議室をグループ等による創造の場として貸し出し、市民の文化・芸術の発展・向上に寄与します。事業では、特別展・企画展を開催し、荻須作品への理解を深める作家を紹介するなど、市民に作品鑑賞の機会を提供します。方策としまして、3つ掲げており、1、収集・保存事業につきましては、荻須作品の充実に努め、作品や資料の調査研究に取り組めます。2、展示・公開事業につきましては、特別展として、絵本作家の「安野光雅展」を開催します。風景表現に着目し、「旅の絵本」、「フランスの道」など、生涯で150冊以上の本に原画を手がけた多彩な創作活動中から、水彩やパステルで描かれた約70点の作品を展示します。企画展として、稲沢市民展を始め展覧会を開催いたします。3、教育・普及事業につきましては、子どもを対象とした美術講座や、稲沢市美術館大学パートナーシップ事業を行い、学生の来館を促すとともに、成人向けの講座を開催します。アートスタート講座により、育児世代の来館を促進し、ギャラリートー

クを行い、荻須作品の魅力を伝えていきます。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

86 ページのスポーツ振興事業の最後の 9 番、部活動地域移行の推進ということで、これは非常に今大きな問題で中学校の休日部活動をどう移行していくかということが多分進んでいると思います。その進捗状況、今年度どんな事が行われたか、来年度以降どうしていきたいかという事、これはスポーツ課だけではなかなか難しいという問題だと思いたいますが、そののところ少し教えてください。

●スポーツ課長

中学校の部活動地域移行につきましては、学校教育課を中心に文化部は生涯学習課、運動部はスポーツ課が関係しますので、3課が連携しながら事務を進めています。これまでの経緯につきましては、この3課で令和4年度に中学校の部活動地域移行に関する情報交換会を行いました。令和5年度は、稲沢市部活動地域移行検討委員会という組織を立ち上げました。この検討委員には、スポーツ団体の代表の方や、文化団体の代表の方、具体的にはスポーツ協会の代表の方やスポーツ少年団の代表の方、また文化で言いますと音楽協会の代表の方、そのほか保護者代表としてPTAの代表の方、それから小学校、中学校の校長先生方が入られて、12名で組織された検討委員会を立ち上げ、今年度3回会議を開催しました。部活動の地域移行がどのようなものかわからないという声もお聞きしましたので、令和5年の11月に稲沢市部活動地域移行だよりを発行させていただきました。内容としては、地域移行がどういうものかとか、地域移行したらこのようなメリットがあるとか、またこういう課題もあるといったことがわかるようなものです。この地域移行だよりと併せて、アンケートを実施しました。対象は、小学校5年生、6年生、中学校1年生、2年生とその保護者、それから教職員の方からアンケートで、第3回検討委員会でアンケートの結果をお示ししました。来年度以降もどのように進めて行くかという事を検討委員会の中で検討を進めて行きたいと考えています。また、第3回検討委員会では、令和8年の2学期から学校による休日の部活動は原則実施しないという方向で調整を今進めているところです。

○吉川委員

今お聞きして、大体の事は分かりました。令和8年度の2学期からはもうやらないという方向で進んでいるという事で、まだまだ先と思っているとなかなか

かできないかもわかりませんので、やはり喫緊の課題としてそれこそプロジェクトチームと言いますか、積極的に動いてやっていかないと上手くいかないのではないか、それから先進の地域として隣の羽島市はかなり進んでいると聞きましたが、そういう情報を取り入れたりして、どうやって進めていったらそれが実現していくかという事を含めて頑張っていたらと思いますので、よろしくをお願いします。

○大島委員

スポーツ振興事業に関して、市民参加のスポーツについての要望です。昨年11月に開催されました稲沢シティマラソンの参加費は10キロメートル成人で3,000円、3キロメートルが2,000円、高校生はいずれも1,000円でした。2001年なんですけど、私が参加したときは、10キロメートルが1,500円、2.5kmが500円でした。20年以上前の事ですし、料金が2倍になるのも仕方がないことかも知れませんが、一般に市民マラソンの参加費は、**2007年**に東京マラソンが初めて開催され、その後全国で大型の市民マラソンが開催されるようになってから、地方にも波及してだんだん参加費が高くなってきました。私が所属している稲沢走友会には各地のマラソン大会に毎週のように参加している頭にバカが付くような市民ランナーが何人もいます。参加費もバカになりません。マラソンの事だけを言っているのではありません。祖父江の森温水プールは1回480円、平和町らくらくプラザの健康プールは1回600円です。その他のスポーツ施設もそれなりに料金が掛かります。利用者負担が当たり前だろうということですが、健康寿命を延ばすには運動が一番です。他の市町村との差別化を図るくらいの低価格の実現をお願いします。

◎教育長

今のは要望という事でよろしいですか。

○森委員

スポーツ振興基金の運営という事がありますが、ジュニア選手育成事業やスポーツ交流事業を実施するための助成、どのような形で行われているのか教えてください。

●スポーツ課主幹

3つの事業がありまして、1つ目は、ジュニア選手の育成事業として、ジュニア選手の競技力向上のための支援事業として、稲沢市のスポーツ協会に加盟している団体に対して上限10万円を補助しています。2つ目は、アスリートの申請事業者又は海外からスポーツ関係者を受け入れた交流事業に事業費の2分の1以内で30万円を補助しています。最後に、3つ目は18歳以下のジュニア

選手の育成事業として、全国大会等で活躍した18歳以下の選手に5万円の奨励金を交付しています。

◎教育長

ほかに、ございますか。

○伊藤委員

生涯学習課で地域学校協働活動推進員活動をやってみえますね。今年度初めて立ち上げられたと思いますが、事業実績というか何をやられたか報告をお願いします。

●生涯学習課主幹

推進員は20校で18人みえます。研修等から始めまして、推進員さんの活動状況は全部を把握していないのが現状です。1年目という事で、組織体制やそういった情報収集体制も来年度に向けて、これから推進員さんに活動報告等もお願いしながら、またこちらからいろいろな研修も含めてこういった活動がありますという事例紹介もさせていただきながら、連携していけたらと思います。

○伊藤委員

私は平和ですので、平和の実績を申し上げますと、平和中学校、六輪小学校、法立小学校、三宅小学校の4校が平和地区ですので、推進員が集まって一つの平和地区としてやっていこうと立ち上げました。それに対してお金が掛かるという部分があるので、草刈りなど何でも学校に入ってやっていこうという事なので、まちづくりから今年5万円出して、令和6年から補助しながらとにかくいい学校づくり、子どもたちが楽しく行ける学校づくりをやっていこうというふうでやるのですが、それを聞いた千代田地区の千代田中学校、千代田小学校、坂田小学校の3つが、平和が良いことをやっているの、来年上手くその3校でやっていこうかという動きがたまたま耳に入っている部分がありますので、来年度にやるときにそういう発表もありながら、地区というのがありますので、その特性を活かした学校のあり方やお互い助け合える事を生涯学習課がサポートして、もっとこういう事もやってくださいとか、より一層やれるようにしていただけると助かると思いますので、来年度お願いします。

◎教育長

ほかに、ございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第10号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第 10 号は承認されました。

それでは、「議事が終わりましたので、続きまして、6. 報告事項に移ります。

「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」ほか 1 件を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の 2 ページをお願いします。9 ページにかけまして「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、26 件の後援名義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことを、報告いたします。

続きまして、10 ページをお願いします。令和 6 年度教育委員会定例会開催予定日といたしまして、記載のとおり予定させていただきます。また、併せて、臨時会と総合教育会議につきましても、下の米印に記載のとおり開催させていただきますので、ご出席賜りますようお願いいたします。

なお、開催案内につきましては。それぞれの会議の議題と併せて送付させていただきますので、よろしくをお願いします。

庶務課からは以上です。

◎教育長

続きまして、「学校医及び学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱について」を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

定例会事項の 11 ページから 13 ページをご覧ください。「学校医、学校歯科医、学校薬剤師の解嘱及び委嘱」についてお願いいたします。

稲沢市医師会、稲沢市歯科医師会及び稲沢市薬剤師会から、変更願が提出されたことによりまして、学校医 4 名、学校歯科医 3 名、学校薬剤師 1 名を解嘱し、新たに後任を委嘱するものでございます。なお、解職発令日について学校医の 1 名は令和 6 年 3 月 9 日、それ以外の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の方は令和 6 年 3 月 31 日、委嘱発令日はすべて令和 6 年 4 月 1 日となっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、7. その他に移ります。その他、何かございますか。

●学校教育課長

学校教育課から2点報告させていただきます。

初めに、2月5日月曜日の第2回定例会以降の学級閉鎖等の状況について、口頭にてご報告させていただきます。2月5日から一昨日までの稲沢市内小中学校における学級閉鎖等の状況ですが、小学校で29学級、中学校で4学級、合計33学級において、学級閉鎖の措置がとられました。そのうち、コロナを主な原因とする学級閉鎖は小学校で1学級、残りの32学級はインフルエンザを主な原因とする学級閉鎖です。1月以降の月ごとの学級閉鎖数で比較すると、1月は14学級、2月は15学級、3月は18学級となっております。

続きまして、市内小中学校における健康診断の実施について、資料を用意させていただきましたので、よろしく申し上げます。学校教育課が作成した保護者宛の文例書、そして文部科学省から出ている文書があります。

まず、文部科学省から令和6年1月22日付けで「児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断実施のための環境整備について」という通知が発出されました。近年、健康診断時の児童生徒等のプライバシーの保護等への懸念が指摘される一方で、着衣のままでは正確な検査・診察が困難になる懸念も示されています。このような中で、本通知では、別紙にあるように、検査・診察における対応や検査・診察時の服装、関係者間の連携、児童生徒等や保護者の理解についてまとめられました。この内容を参考に、各学校では、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断のための環境整備が求められています。

学校教育課では、保護者に対しても事前に丁寧な説明をする必要があるため、校長会、養護教諭会の意見を聞きながら、別紙「学校における健康診断の実施について」という保護者向けの案内文例を作成しました。

具体的な対応として、1つ目は、検査・診察時の環境については、囲いやカーテンにより個別のスペースを用意することや、他の児童生徒に結果が知られないよう配慮することについて明記しました。2つ目として、検査・診察時の服装については、体操服や下着などの着衣、タオル等により体を覆って検査・診察を行います。ただし、資料に書かせていただいたように必要に応じて、体操服や下着をめくって視診・触診すること。体操服や下着の下から聴診器を入れて聴診することがあることを明記しました。3つ目として、その他のところですが、学校の対応とあわせて、保護者に対しては問診票や調査票について正確な記入をお願いしていきます。これは、問診票や調査票の病歴や自覚症状の情報を参考に検査・診察をするからです。

今回、学校教育課で作成した文書につきましては、学校保健会の会長や医師会事務局にも説明し、2月に医師会役員の皆様にご確認いただいた後、医師会の皆様へ送付させていただきました。今回の通知を受けて、児童生徒のプライバシーや心情により配慮しながら健康診断を実施してまいります。

学校教育課からは以上です。

◎教育長

図書館、お願いします。

●図書館長

図書館からは、「令和5年度稲沢市図書館利用者満足度調査結果報告書」についてご報告いたします。このたび、令和5年8月に実施しました図書館利用者満足度調査の結果が纏まり、報告書を作成しましたので、お手元に配付させていただきました。お目通しいただきますようお願いいたします。

この調査は、利用者が抱く図書館の各種サービスに対する満足度や、意見等を把握して、利用者へのサービスの向上を図ることを目的とし、毎年実施しているものです。今年度は、アンケートの配付方法をコロナ禍前の個別配付方式に戻し、令和5年8月1日から8月27日までを配付期間とし、8月31日までを回答期間として実施しました。また、アンケート用紙にアドレスとQRコード付し、図書館ホームページからの回答も可能としました。

主な調査内容を、「図書館の利用目的」、「各部門及び全体の評価」、「自由意見」とし、中学生以上を対象とした一般と小学生に分けて行いました。回答数は、一般1,704、小学生330の合計2,034となっております。

評価としましては、多くの項目においては「満足」、「ほぼ満足」の占める割合が高く、利用者の方には概ね満足頂いている結果となりました。しかしながら、評価の詳細を確認しますと、若干評価が低下している項目も見られ、自由意見では、課題として改善策を検討すべき内容、また、すでに提供している機能が知られていないなどの周知不足によるものなど、多岐にわたるご意見を数多くいただきました。いずれも今後の課題として、内容を検討し、改善に努め、より良い図書館運営に役立てたいと考えております。

図書館からは以上です。

◎教育長

美術館、お願いします。

●美術館長

美術館からは、荻須作品の寄託について、口頭でご説明いたします。

美術館では今年度、個人3名の方々から、油彩画1点、水彩画2点の寄託を

受けました。今年度の寄託作品については、本日3月21日に展示替えを行い、明日22日から常設展示室にて展示公開します。寄託作品にあわせて、当館が所蔵しています荻須画伯の水彩画8点も、すべて展示します。委員の皆様におかれましては、ぜひ、ご高覧ください。

美術館からは以上です。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

○大島委員

学校教育課から説明がありました学校医健診について、医師会代表の立場からコメントさせていただきます。学校医健診の具体的な実施方法としてはこれまでと大きく変わりませんが、一つ明文化された事は、体操服や下着等の着衣、又はタオル等により身体を覆って診察するという点だろうと思います。これまで、胸部の聴診は各医師の判断で行われてきました。衣服をめくって聴診する医師や、めくらないで下から手を入れて聴診器を当てる医師、衣服の上から聴診器を当てる医師など様々だっただろうと思います。この度、方法が明文化された事で、今後は少なくとも衣服をめくらないで聴診する医師が多くなっていくだろうと思われれます。確かに、小学校高学年になれば女子では下着の形も変わって来るでしょうし、中学生になれば男子でも上半身裸になれば恥ずかしがる生徒もいます。問題は、衣服の上からの聴診でちゃんと診断ができるかという事です。聴診器を直接皮膚に当てる場合と比べると、診断能力が劣る事は間違いありません。ただ、学校医は循環器や呼吸器専門の医師ばかりではありませんし、それぞれの診断能力や経験にも違いがあります。児童生徒の年齢や病歴なども参考にして診察しているわけで、先天性心疾患では就学前に診断がついているものも多いですし、高度の心雑音であれば衣服の上からでも、循環器の専門でなくても分かります。逆に短時間の聴診では、着衣がなくても直接皮膚の上から聴診しても不整脈などは見落とししてしまいます。何が言いたいかというと、学校医健診は、限られた時間の中で、いろいろな制約の中で行うので、どんなやり方をしても完全ではないという事です。十数年も前の話ですが、稲沢市内の医院で小児科を標榜している医師が、学校医健診で聴診器を当てないで書類審査のみを行っていたという事がありました。その時の医師会長の指導で聴診してもらうようになりましたが、今後また同じようなことが起きてくるかも知れません。

○吉川委員

十数年前の話を聞いて驚きましたが、書類審査だけでやったという事ですか。

○大島委員

具体的には見ていませんが、聴診はしないで、書類と言いますか保護者からの問診票を見て、必要な人だけ呼び出して、その時は聴診したかどうか分かりませんが、あちらこちらから苦情が出たようです。

○吉川委員

十数年前の事を繰り返すことがないように、医師会等で情報交換などお願いします。

◎教育長

ほかに、ございますか。

◎教育長

ないようですので、続きまして、次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

これをもちまして、第3回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和6年4月19日(金) 午後1時30分 議員総会室

－ 閉 会 －

令和6年4月19日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員
委 員
書 記